

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年3月27日

兵庫県知事 様

DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：DCM明石大久保店

所在地：兵庫県明石市大久保町西脇塚本64番1 ほか8筆

2 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置

【変更前】

位置
別添『建物配置図兼平面図【変更前】』上、荷さばき施設①
別添『建物配置図兼平面図【変更前】』上、荷さばき施設②

【変更後】

位置
別添『建物配置図兼平面図【変更後】』上、荷さばき施設①
別添『建物配置図兼平面図【変更後】』上、荷さばき施設②
別添『建物配置図兼平面図【変更後】』上、荷さばき施設③

3 変更する年月日

令和7年11月1日

4 変更する理由

レイアウトの見直しにより荷さばき施設を変更するため。



5 届出不要の変更事項

(1) 荷さばき施設の面積

【変更前】

位 置	面 積
荷さばき施設①	36 m ²
荷さばき施設②	30 m ²
合 計	66 m ²

【変更後】

位 置	面 積
荷さばき施設①	36 m ²
荷さばき施設②	28 m ²
荷さばき施設③	40 m ²
合 計	104 m ²

(2) 変更する年月日

令和7年11月1日

添付書類

別添1 荷さばき施設の整備等

(1) 搬出入車両台数と荷さばき時間帯

時 間 帯	荷さばき施設①	荷さばき施設②	荷さばき施設③	廃棄物保管施設①	廃棄物保管施設②	平均的な荷さばき処理時間
	4～10t 車	2～4t 車	2～4t 車			
6:00 ～ 7:00	0 台	1 台	2 台	0 台	0 台	15 分
7:00 ～ 8:00	1 台	1 台	2 台	0 台	1 台	
8:00 ～ 9:00	2 台	0 台	2 台	0 台	0 台	
9:00 ～ 10:00	2 台	1 台	2 台	1 台	1 台	
10:00 ～ 11:00	2 台	0 台	2 台	0 台	0 台	
11:00 ～ 12:00	1 台	1 台	1 台	0 台	0 台	
12:00 ～ 13:00	1 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
13:00 ～ 14:00	0 台	0 台	1 台	0 台	0 台	
14:00 ～ 15:00	0 台	0 台	1 台	1 台	1 台	
15:00 ～ 16:00	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
16:00 ～ 17:00	0 台	0 台	1 台	0 台	0 台	
17:00 ～ 18:00	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
18:00 ～ 19:00	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
19:00 ～ 20:00	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
20:00 ～ 21:00	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
21:00 ～ 22:00	1 台	1 台	1 台	0 台	0 台	
計	10 台	5 台	15 台	2 台	3 台	—

(2) 荷さばき施設の計画

① 荷さばき施設の形状・規模（屋外）

施設番号	面 積	同時作業の可能な台数	待機スペースの有無・広さ
荷さばき施設①	36 m ²	1 台	無
荷さばき施設②	28 m ²	1 台	無
荷さばき施設③	40 m ²	1 台	無

② 荷さばき施設の規模の算出根拠

施設番号	ピーク時における搬出入車両台数
荷さばき施設①	4～10t 車・2 台
荷さばき施設②	2～4t 車・2 台
荷さばき施設③	2～4t 車・2 台

③ 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無	3箇所 (出入口①②、出口)	・作業員には、一旦停止や場内徐行を厳守し、安全運転に努めるよう指導を徹底します。

別添2 騒音問題に対応するための対応策

① 一般的騒音対策の概要

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
無	—	—	—	—

項 目	具体的な騒音対策の概要
室外機等の機器	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型の機器の導入に努めます。 ・定常騒音の発生源となる機器については、定期点検を行い異常騒音の発生防止に努めます。

② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設は十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮に配慮します。
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間帯における荷さばき作業は行いません。 ・作業員には、アイドリング・ストップを徹底する等、騒音防止意識を周知・徹底させます。

③ BGM等の営業宣伝活動の予定

施設外へのBGM及び販売促進活動の予定はありません。

④ 駐車場の騒音対策の概要

駐車場番号	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
駐車場	—	・お客さまには、掲示物等により、アイドリングストップ及び場内徐行運転への協力を呼びかけます。

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

施設番号	廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
廃棄物保管施設 ①②	屋外	6時～22時	—	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間帯における収集作業は行わない計画です。 ・作業員には、アイドリング・ストップを徹底する等、騒音防止意識を周知・徹底させます。

⑥ 付帯設備の稼働時間と騒音対策

No.	付帯設備の種類	設置の有無	稼働時間帯	騒音対策
AC1～AC14	空調用室外機	有	9:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型機器を導入します。 ・定期点検を行い異常騒音の発生防止に努めます。
AC15～AC24	空調用室外機	有	8:30～24:30	
RC1～RC5	冷凍庫用室外機	有	0:00～24:00	
F1, F2, F15～F23	換気ファン	有	9:00～20:30	
F3～F14, F24～F28	換気ファン	有	8:30～24:30	
CU1, CU2	キュービクル	有	0:00～24:00	

※ 位置については、別添『騒音発生源位置図』参照

別添3 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

① 各予測地点における等価騒音レベルの予測結果

予測地点	用途地域	昼 間		夜 間	
		環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A (H=1.2m)	第一種住居地域	55 dB [B類型]	50.0 dB	45 dB [B類型]	41.7 dB
B (H=1.2m)	第一種中高層住居専用地域	55 dB [A類型]	45.9 dB	45 dB [A類型]	36.8 dB
C (H=1.2m)	工業地域	60 dB [C類型]	50.0 dB	50 dB [C類型]	40.1 dB
D (H=1.2m)			54.7 dB		49.1 dB
E (H=1.2m)	第一種中高層住居専用地域	55 dB [A類型]	50.1 dB	45 dB [A類型]	41.4 dB
F (H=1.2m)			50.1 dB		43.6 dB

※ 騒音予測には、回折補正量を考慮していません。

予測の結果、昼間、夜間とも全ての地点で環境基準を下回ります。
したがって、周辺住宅への著しい影響はないものと考えております。

② 予測地点ごとの等価騒音レベル
別添『騒音予測報告書』参照。

別添4 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠

① 各予測地点における最大値騒音レベルの予測結果

予測地点	用途地域	夜 間	
		規制基準	騒音レベル 最大値
a (H=1.2m)	工業地域	50 dB [第3種区域]	52 dB
b (H=1.2m)			34 dB
c (H=1.2m)		60 dB [第4種区域]	57 dB
d (H=1.2m)			52 dB
e (H=1.2m)		50 dB [第3種区域]	49 dB
f (H=1.2m)			62 dB
A (H=1.2m)	第一種 住居地域	45 dB [第2種区域]	47 dB
a' (H=1.2m)			44 dB
F (H=1.2m)	第一種中高層 住居専用地域		50 dB
f' (H=1.2m)			43 dB

※ 騒音レベルの最大値の予測計算には回折補正量を考慮していません。

※ 予測地点 a、b、e、f は工業地域ですが、第2種区域に接する境界線から 50m の範囲内は第3種区域となります

予測の結果、予測地点 a、f で、夜間の規制基準を上回ります。

これらは、道路を挟んだ向かい側の予測地点 A、F でも規制基準を上回りますが、最も近い住宅面に設定した予測地点 a'、f' では規制基準を下回ります。

したがって、周辺住宅への著しい影響はないものと考えております。

② 予測地点ごとの最大値騒音レベル

別添『騒音予測報告書』参照。

<参考>

等価騒音レベルおよび夜間の騒音レベル最大値の予測結果は、等価騒音レベルの予測地点 F、夜間の騒音レベル最大値の予測地点 e、a'、f' を除き、基準よりも 3dB 以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準をクリアすると考えます。

なお、予測地点 F、e、a'、f' については、店舗建物壁面からの距離が十分に離れていることから、反射音の影響は少ないと考えます。

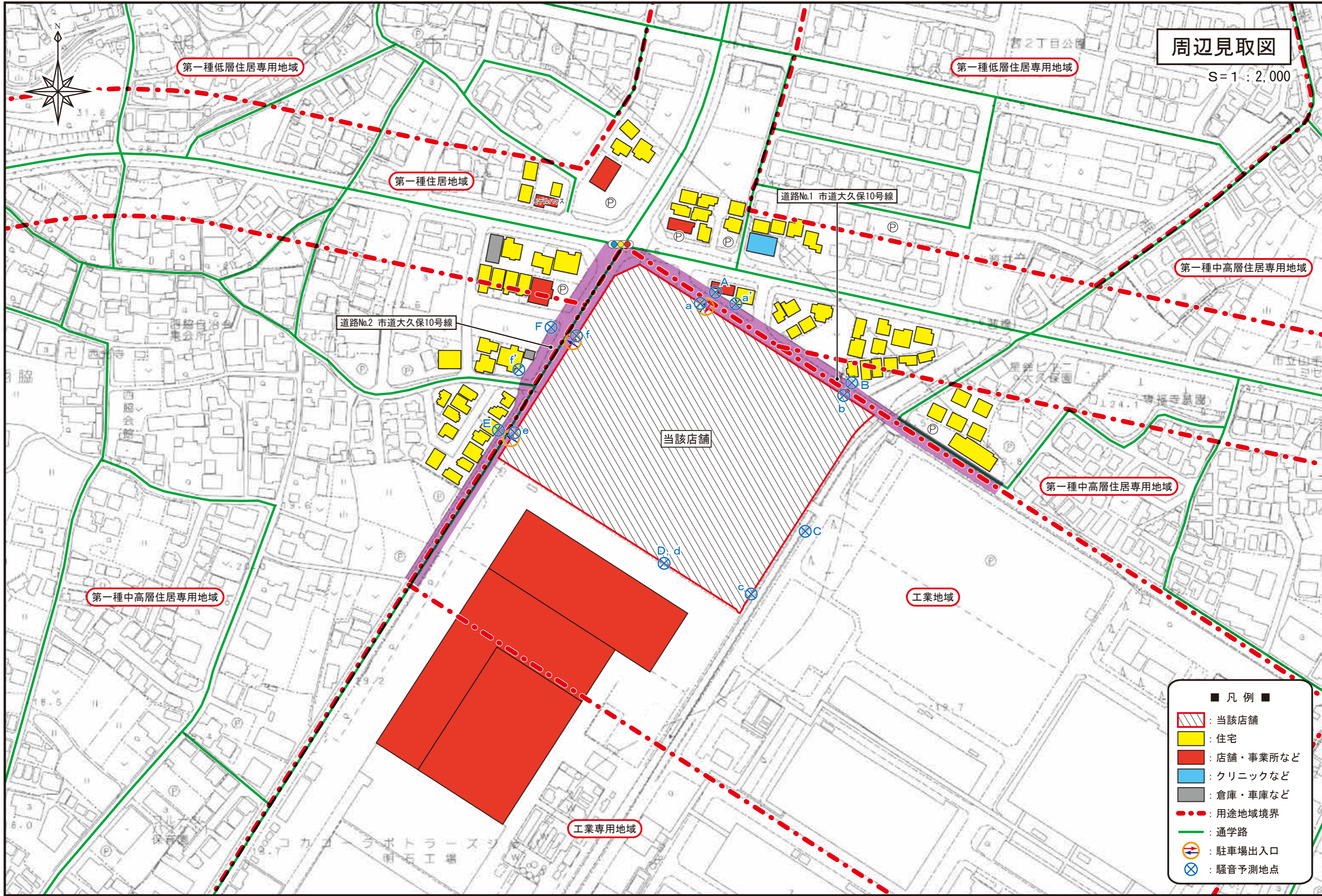
広域見取図

平野町区 S=1:25,000



周辺見取図

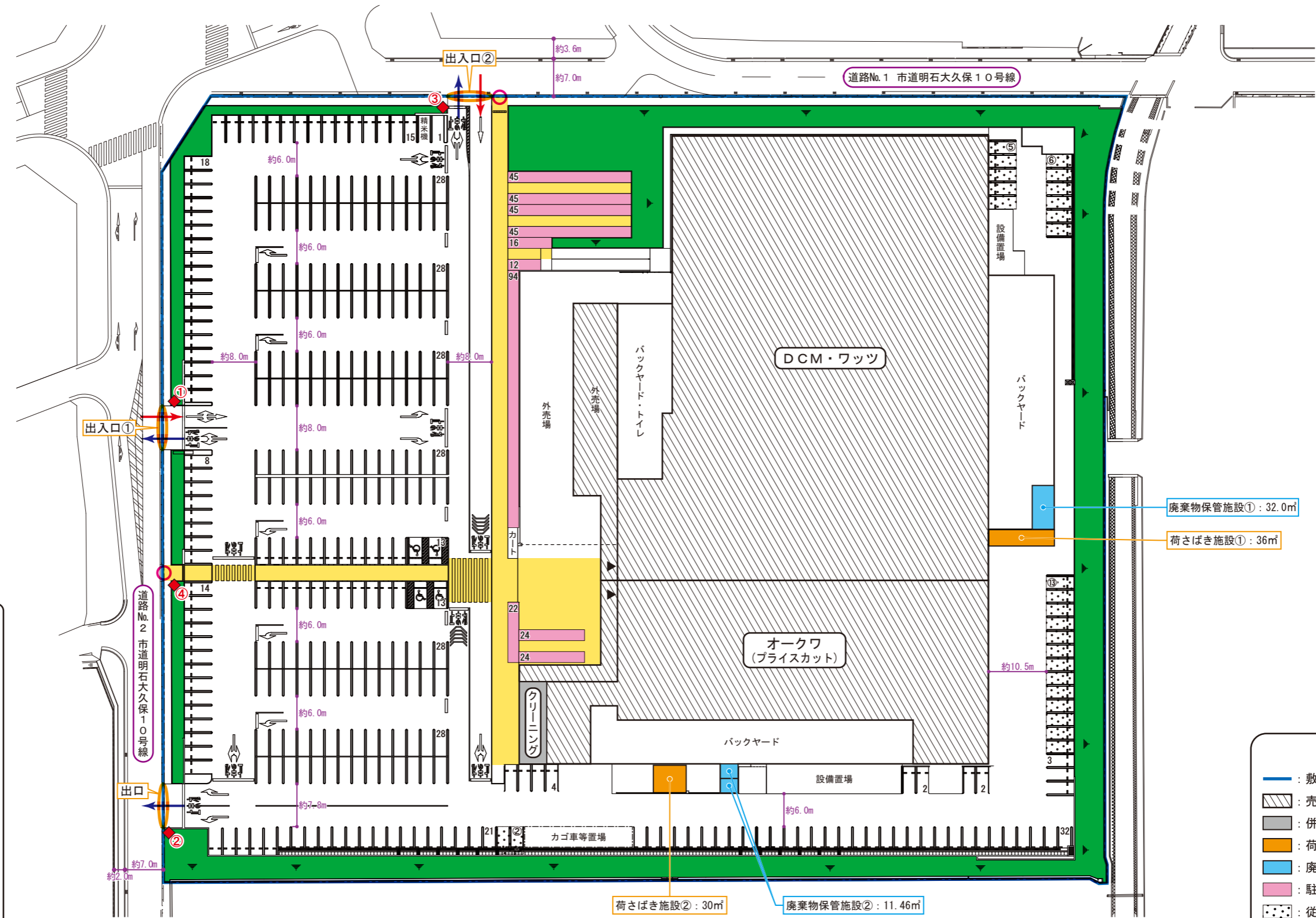
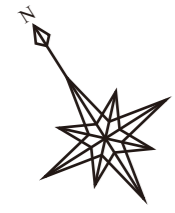
S=1:2,000



- 凡例 ■
- ▨ : 当該店舗
 - (Yellow) : 住宅
 - (Red) : 店舗・事業所など
 - (Blue) : クリニックなど
 - (Grey) : 倉庫・車庫など
 - (Red dashed) : 用途地域境界
 - (Green) : 通学路
 - ⊗ (Yellow circle) : 駐車場出入口
 - ⊗ (Blue circle) : 騒音予測地点

建物配置図兼平面図【変更前】

S=1:800



廃棄物保管施設①: 32.0㎡

荷さばき施設①: 36㎡

駐車場: 314台
(全体収容台数: 340台、
うち、従業員等用26台)

駐輪場: 372台

《設置看板例》

①【南北面】 【東西面】
出入口 ←P **出入口**

②【南北面】 【東面】 【西面】
出口 → **出口** **出口専用**

③【東西面】 【南北面】
出入口 ←P **出入口**

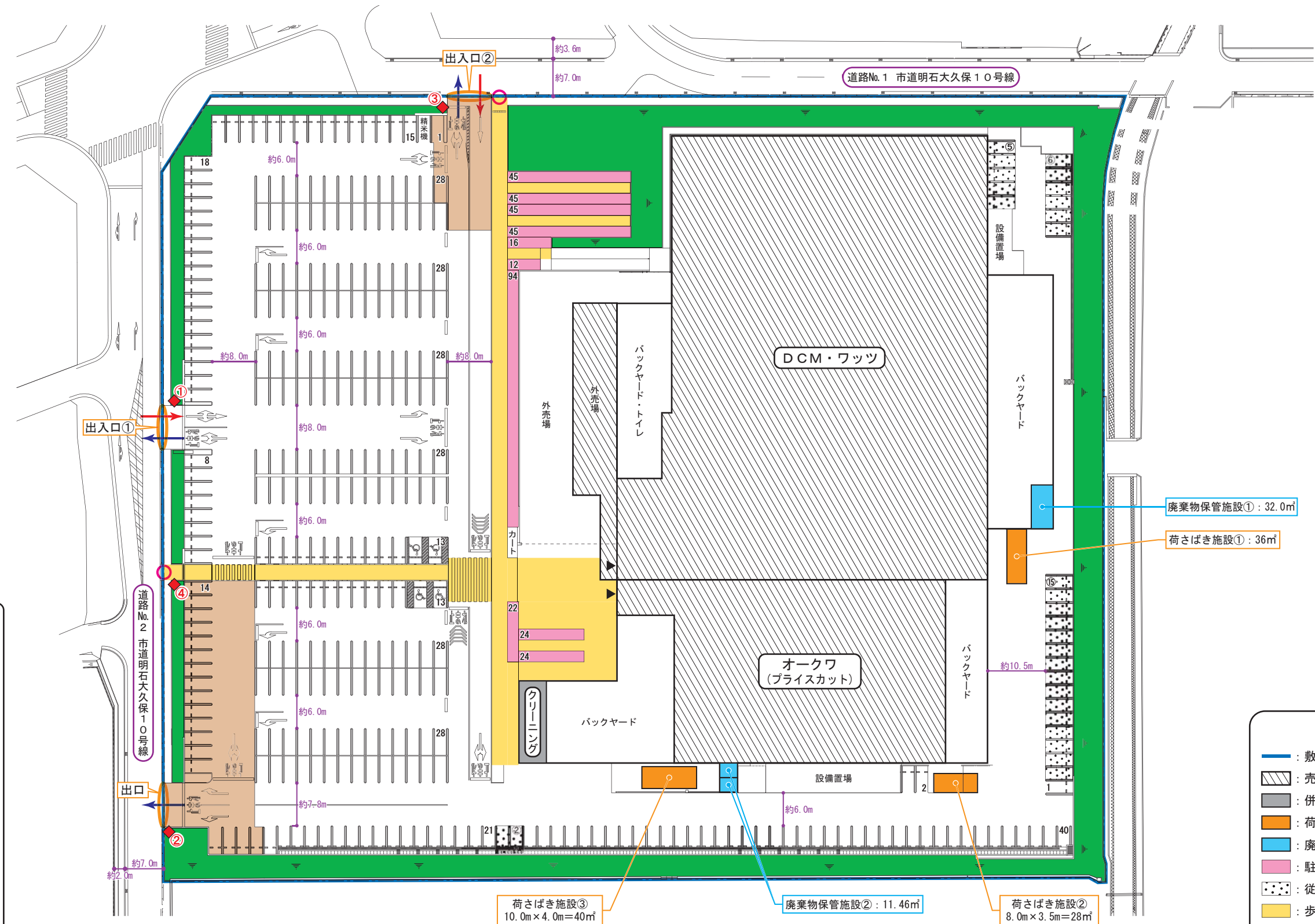
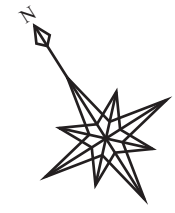
④【南北面】
歩行者
自転車専用

■ 凡例 ■

- : 敷地境界線
- ▨: 売場部分
- : 併設施設
- : 荷さばき施設
- : 廃棄物保管施設
- : 駐輪場
- ⋯: 従業員用・貸出車両用駐車スペース
- : 歩行者用通路
- : 緑地
- ⊙: 駐車場出入口
- ⊙: 歩行者・自転車用出入口
- ◆: 看板設置位置

建物配置図兼平面図【変更後】

S=1:800



《設置看板例》

①【南北面】	【東西面】
出入口 ←P	出入口
②【南北面】	【東面】 【西面】
出口 →	出口 出口専用
③【東北面】	【南北面】
出入口 ←P	出入口
④【南北面】	
歩行者 自転車専用	

廃棄物保管施設① : 32.0㎡
荷さばき施設① : 36㎡

駐車場 : 314台
(全体収容台数 : 342台、
うち、従業員等用28台)
駐輪場 : 372台

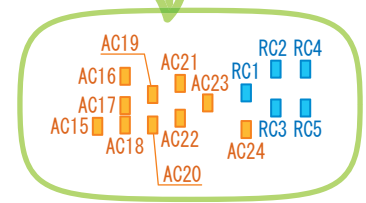
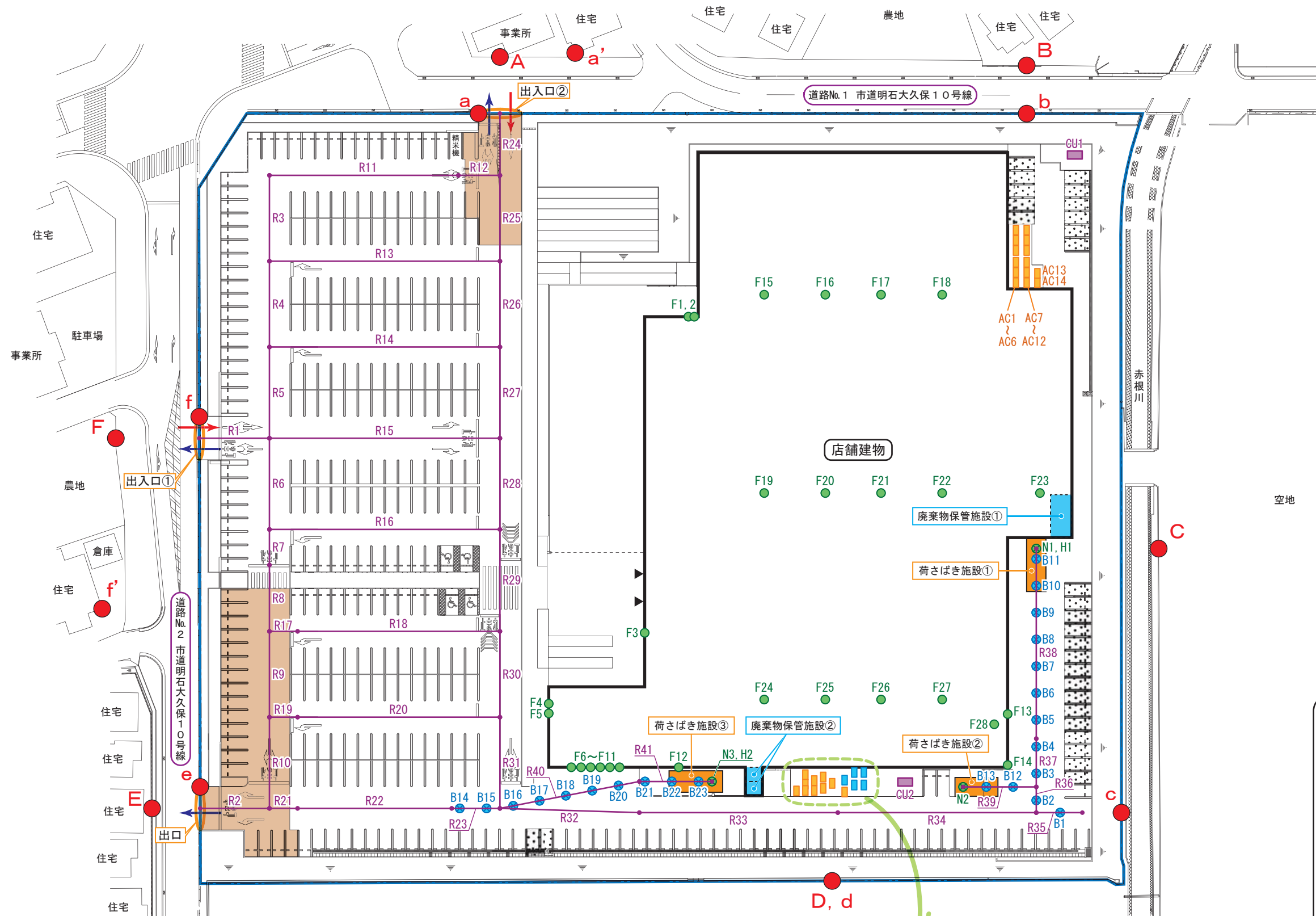
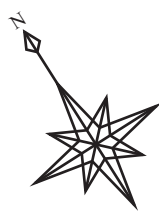
■ 凡例 ■

- : 敷地境界線
- ▨ : 売場部分
- : 併設施設
- : 荷さばき施設
- : 廃棄物保管施設
- : 駐輪場
- : 従業員用・貸出車専用駐車スペース
- : 歩行者用通路
- : 緑地
- ⊕ : 駐車場出入口
- : 歩行者・自転車用出入口
- ◆ : 看板設置位置
- : 夜間22時以降閉鎖区域

荷さばき施設③ : 10.0m × 4.0m = 40㎡
廃棄物保管施設② : 11.46㎡
荷さばき施設② : 8.0m × 3.5m = 28㎡

騒音発生源位置図

S=1:800



- 凡例 ■
- : 敷地境界線
 - : 駐車場出入口
 - : 荷さばき施設
 - : 従業員用駐車スペース
 - : 空調用室外機
 - : 冷凍庫用室外機
 - : 換気ファン
 - : キュービクル
 - : 荷さばき等作業位置
 - : 荷さばき等作業に伴う後進警報ブザー
 - : 車両走行路
 - : 夜間22時以降駐車場利用制限区域
 - : 騒音予測地点

要綱様式第1（軽微な変更の申出）

令和7年3月27日

兵庫県知事 様

DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

大規模小売店舗の変更届出に係る軽微な変更の申出

下記の店舗に係る変更届出の内容は、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当するものとして申し出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：DCM明石大久保店
所在地：兵庫県明石市大久保町西脇塚本64番1 ほか8筆

2 変更事項

荷さばき施設の位置の変更

3 申出を行う理由

本変更は、荷さばき施設の位置の変更のみであり、駐車場出入口の位置や営業時間、荷さばき時間帯等の変更はありません。変更内容に伴い、騒音の調査・予測・評価を行いました。指針等に定められた基準を満たしており、周辺住宅への著しい影響はないものと考えております。

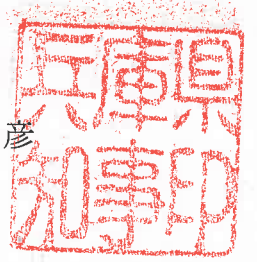


都計第 1007 号

令和 7 年 4 月 4 日

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



大規模小売店舗の変更届出に係る軽微な変更について（通知）

令和 7 年 3 月 27 日付けで申出のあったことについて、下記の店舗に係る変更届出の内容は、大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書に規定する軽微な変更
に該当すると認められますので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：DCM明石大久保店

所在地：明石市大久保町西脇塚本64番1ほか8筆

2 申出を認める理由

周辺生活環境に与える影響が変化しないと認められるため

○連絡先

兵庫県まちづくり部都市計画課

土地利用班立地調整担当 村上

TEL:078-362-9296 (直通)

MAIL:Toshihiko_Murakami@pref.hyogo.lg.jp